令和元年7月号

e~ろうむ.net

(い い 労 務)

連絡先: 〒160-0023

東京都新宿区西新宿 4-1-10-205 社会保険労務士事務所NKサポート

電 話: 03-6304-2745 FAX: 03-6304-2744

e - m a i 1 : info@e-606.net

男性の育児休業取得率と

パタハラ

◆育児休業取得率、女性は高水準・ 男性は低調

厚生労働省「平成30年度雇用均等 基本調査(速報版) | により、最新 の育児休業取得率(調査対象事業所 における、出産者(男性の場合は配 偶者が出産者)のうち育児休業を開 始した者の割合)が判明しました。

女性の取得率は82.2%で、10年以 上高水準で安定しています。その一 方、男性の取得率は6.16%というこ とで、6年連続で上昇してはいます が、依然としてきわめて低調です。

◆男性の育児休業を促進する動き

そのような中、6月5日、自民党 の有志議員が「男性の育児休業義務 化」を目指す議員連盟の設立総会を 開きました。議連は、本人からの申 請がなくても、企業から「育児休業 を取らないのか」と促すことを義務 付ける仕組みの制度化を目指すと し、育介法の改正などを視野に活動 するとしています。

◆パタハラ疑惑で炎上する企業

育休取得者への嫌がらせ) 疑惑が取りざ たされています。報道等によれば、ある 男性社員が約1カ月弱の育児休業休職 を取得したところ、職場復帰した翌日に 転勤を命じられ、その後の転勤時期をず らす交渉等もまとまらず、退職を余儀な くされたといいます。男性の妻が、社名 をほのめかした発信を Twitter 上で行 い、またたく間に社会問題化してしまい ました。

同社は「くるみん」(厚生労働省によ る子育て支援に積極的な企業への認定し マーク)を取得していたため、前述の議 連からも「くるみんを取得していても、 あのような事例があったのは残念 | と名 | 指しでコメントされる等、望ましくない 事態となっています。

◆違法性がなければよい、とは限らない↓○

法律上、使用者は「労働者の子の養育」 (略)の状況に配慮しなければならな い」とされていますし、必要性のない配Ⅰ○ 置転換であれば「権利の濫用」とみなさ れる恐れもあります。

また、違法性がないとしても、ハラス おりしも、大手化学メーカーにおい。メント行為と世間からみなされることと て、パタニティ・ハラスメント(男性の なれば、上記化学メーカーのように大き なイメージダウンとなり、企業活動にも 支障をきたすことでしょう。

> 法律の正しい理解と、マタハラ・パタ ハラを生まない職場づくりが大切です。

【厚生労働省「平成30年度雇用均等基本 調査(速報版)|】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_0 5049. html

7月の税務と労務の手続提出期限 「提出先・納付先」

- 健保・厚年の報酬月額算定基礎届の 提出期限「年金事務所または健保組 合] < 7月1日現在>
- 源泉徴収税額·住民税特別徴収税額 の納付「郵便局または銀行]
- 特例による源泉徴収税額の納付く 1月~6月分>「郵便局または銀
- 雇用保険被保険者資格取得届の提 出「公共職業安定所」<前月以降に 採用した労働者がいる場合>

- 労働保険の今年度の概算保険料の 申告と昨年度分の確定保険料の申 告書の提出期限 < 年度更新 > 「労 働基準監督署
- 労働保険料の納付<延納第1期分> 「郵便局または銀行」

16 日

- 所得税予定納税額の減額承認申請 <6月30日の現況>の提出「税務署]
- 障害者・高齢者雇用状況報告書の 提出「公共職業安定所〕

31 日

- 所得税予定納税額の納付<第1期分> 「郵便局または銀行」
- 労働者死傷病報告の提出「労働基 準監督署]

<休業4日未満、4月~6月分>

- 健保・厚年保険料の納付「郵便局 または銀行
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 「年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計 器使用状況報告書の提出「公共職 業安定所
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険 の被保険者でない場合) <雇入 れ・離職の翌月末日> [公共職業 安定所
- 固定資産税・都市計画税の納付< 第2期>「郵便局または銀行」 ※都・市町村によっては異なる月 の場合がある。